

# 箱根町子ども読書活動推進計画

平成21年3月  
箱根町教育委員会

## 目 次

第1章 子ども読書活動推進計画策定の背景	1～4
1 子どもの読書活動の意義	
2 子どもの読書活動の現状	
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
(3) 箱根町の動向	
第2章 読書活動推進の基本的な考え方	5
1 計画推進の目的	
(1) 子どもが読書に親しむための環境づくり	
(2) 子どもの読書活動への理解と関心の向上	
(3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備	
2 計画の期間	
第3章 読書活動推進のための具体的な方策	6～9
1 家庭における取組	
2 学校等（幼稚園・保育園、小学校・中学校）における取組	
(1) 幼稚園・保育園	
(2) 小学校・中学校	
3 ボランティア・地域における取組	
4 社会教育センターにおける取組	
5 関係機関・団体の連携・協力	
6 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
参考資料	
1 箱根町子ども読書活動推進計画イメージ図	10
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	11～12

## 第1章 子ども読書活動推進計画策定の背景

### 1 子どもの読書活動の意義

読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために、欠かせないものです。そこで、すべての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう、子どもの読書活動の環境整備が必要となります。

### 2 子どもの読書活動の現状

#### (1) 国の動向

国では、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、「国際子ども図書館」を開館しました。

また、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

そして、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

この中で、地方公共団体はこれを基本として「子ども読書活動推進計画」の策定に努めることが定められました。

さらに、平成20年3月には、第一次基本計画期間（平成14年からおおむね5年間）における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定しました。

#### (2) 県の動向

神奈川県では、平成16年1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。この計画に基づいて、子どもの読書活動を推進するために、様々な取組が実施されています。

また、平成21年7月策定を目標に、「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」(第二次)の検討が進められています。

#### (3) 箱根町の動向

町では、幼稚園・保育園、小学校・中学校において、ボランティアや

教職員による「読み聞かせ」の実施や読書の時間の確保、社会教育センターによる移動図書館「きつつき号」の巡回など、子どもの読書活動推進のために様々な取組を行っています。町の子どもの読書活動の現況は次のとおりです。

## ① 家庭

「読書についてのアンケート調査」（平成20年度実施）では、子どもと一緒に書店や図書館（室）に出かけたり、家庭で「読み聞かせ」を行っている等、保護者の「読書」や「読み聞かせ」に対する意識は比較的高いことが伺えます。

一方、子どもに本を読んであげたくても時間がなくてできない、仕事の都合上、時間や曜日が合わずに移動図書館「きつつき号」を利用することができない等の意見もあり、子どもと一緒に読書を楽しむ時間が十分取れない状況も存在しています。

## ② 学校等（幼稚園・保育園、小学校・中学校）

### ア 幼稚園・保育園

「読書についてのアンケート調査」（平成20年度実施）で、幼稚園児・保育園児は、家庭での読書（「読み聞かせ」を含む）が1日の習慣となっており、ほとんどの子どもが毎日本を読んでいる傾向にあります。

また、幼稚園・保育園では、日常の保育活動の中で、保育者が「読み聞かせ」や「おはなし会」を行っています。1日1回は「読み聞かせ」の時間を確保し、子どもたちに本の楽しさを伝えています。

さらに、絵本コーナーの本の貸出、月刊絵本の購入、移動図書館「きつつき号」の利用を促す等、園児と保護者に対して、読書に親しめるように働きかけをしています。

その他にも、地域の読み聞かせボランティアの方々を招いて「おはなし会」を行ったり、社会教育センター図書室に出かけて保育者と園児が調べ物をしたりするなど、地域との交流の中で読書活動の推進を図っています。

### イ 小学校・中学校

近年、子どもをめぐる環境は、テレビやDVD等の映像メディアの発達・普及に加え、携帯電話やインターネットの急速な普及など、情報技術の発達とともに子どもが読書に親しむ機会が減少していると言われています。さらに、テレビゲーム（携帯型含む）が子どもに及ぼす影響や問題点について、改めて考えてみる必要があります。

「読書についてのアンケート調査」（平成20年度実施）では、学校図書館で借りる本の冊数は、低学年・高学年ともに1ヶ月に1～3冊借りる子どもの割合が最も多いのですが、まったく借りない子どもも約30%います。

また、家でテレビやDVD、ゲーム等に費やす時間は、小学校では高学年になるほど長くなる傾向がある一方、家でまったく本を読まない子どもの割合は、学年が上がるほど増えているなど、小学生に読書離れの傾向が見られます。

一方、中学生では、学校図書館でまったく本を借りない子どもが小学生よりも増えています。

また、家でまったく本を読まない子どもの割合は、小学生よりさらに増え、テレビ、DVD、ゲーム等に費やす時間が長い子どもの割合も、小学生より多くなっています。

これは、中学生になると興味の対象が多様化し、部活動や学習等に費やす時間が増え、読書時間の確保が難しい現状にあることが考えられます。

このような現状をふまえて、小学校では朝の読書時間の確保、ボランティアや教職員による「読み聞かせ」の実施、授業を通しての読書指導、図書委員会の活動等、子どもが本に親しみ、自発的な読書習慣を身につけるよう努めています。ボランティアの方々による「読み聞かせ」や「おはなし会」は、読書の楽しさを知るきっかけづくりとして貴重な体験となっています。

中学校では、「朝読書」の実施や、国語の授業を通して本の紹介を行い、読書に対する興味・関心を引き出すよう働きかけています。また、「朝読書」のために、各学年の廊下に本を置いています。

### ③ ボランティア・地域

読み聞かせボランティアの方々が、それぞれの地域の小学校で活動しています。朝の読書時間や昼休み等に「読み聞かせ」や「おはなし会」を実施しています。また、図書の修理や書棚の整理等、学校図書館の環境整備にも協力しています。湯本小学校では、平成20年度より、ボラ

ンティアの方々の協力で、曜日・時間を決めて、学校図書館の地域開放を始めました。

小学校以外では、総合保健福祉センターさくら館や一部の保育園、社会教育センター等での「おはなし会」にも、読み聞かせボランティアが協力をしています。

この他に、地域の中で、自宅の一部を開放し、子どもに本の閲覧・貸出を行っているところもあり、地域の子どもの読書活動の推進に貢献しています。

#### ④ 社会教育センター

社会教育センターでは、図書室に来ることが難しい地域の子どものために、移動図書館「きつつき号」で定期的に町内の幼稚園・保育園、小学校を巡回し、本の貸出を行っています。幼児・児童の利用者数の大部分が移動図書館「きつつき号」によるもので、児童サービスの中心的役割を担っています。

また、ボランティアの方々の協力で、読書週間をはじめ年間を通して、各地域で「おはなし会」を開催し、子どもと保護者に読書の楽しさを伝えていきます。さらに、保護者に対する啓発活動として、「ブックスタート」を行っています。

※ ブックスタート … 乳幼児健診時に、ブックスタート・バック（絵本2冊、ブックスタートの趣旨を説明したイラストアドバイス集、図書室利用案内等を手さげバックに入れたもの）を保護者に手渡ししながら、絵本を介した親子のふれ合いの大切さを伝える事業です。

このような状況をふまえて、今後、関係機関や団体等が連携し、子どもの読書活動に係る施策や事業を、より一層、効果的に推進していくために、「箱根町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

## 第2章 読書活動推進の基本的な考え方

### 1 推進計画の目的

次の3つの柱により子どもの読書活動の推進を目指します。

#### (1) 子どもが読書に親しむための環境づくり

子どもが、家庭・学校・地域等、いろいろな場において、日常的に、読書に親しむことができる環境づくりに努めます。

#### (2) 子どもの読書活動への理解と関心の向上

子どもの読書活動への協力を得るために、保護者・教職員・地域・関係機関等に、様々な機会を通して啓発活動を行い、子どもの読書活動への理解を深め、関心を高めるよう努めます。

#### (3) 子どもの読書活動を推進する体制の整備

関係機関や団体等との連携や協力を強化し、計画を効果的に推進していくことに努めます。

### 2 計画の期間

平成21年度から25年度までの5年間とします。

### 第3章 読書活動推進のための具体的な方策

#### 1 家庭における取組

子どもと本との出会いは家庭から始まります。保護者及び家族による「読み聞かせ」から、本の楽しさにふれていきます。身近なところに本があり、親子で一緒の本を読む楽しさを味わうことで、子どもの本への関心を高めていくことができると思われます。その中で、豊かな創造力や感性が育まれていきます。箱根町は観光地という特性上、就業時間が多様化しており、親子がふれ合う時間を確保することが難しい面があります。そこで、保護者と子どもが読書を通してふれ合う機会をつくるため、ボランティア・地域、幼稚園・保育園、小学校・中学校、社会教育センター等が支援していくことが求められています。

☆ 生活の中で本のある場所や「おはなし会」等の活動に行くなど、地域での読書活動等へ積極的に参加し、本が子どもの身近にある環境をつくります。

☆ 家庭での「読み聞かせ」等、保護者と子どもが本に親しむ機会をつくるよう努めます。

#### 2 学校等（幼稚園・保育園、小学校・中学校）における取組

##### (1) 幼稚園・保育園

幼稚園・保育園では、日常の活動を通して幼児の心身の発達を図り、豊かな心を育んでいます。幼児の発達段階に応じて、興味・関心を引き出すような本にふれることによって、本の楽しさを体感できるような取組を日常的に行っています。

☆ 幼稚園・保育園では、毎日の保育の中で、「読み聞かせ」や「おはなし会」等、積極的に絵本とふれ合えるような環境をつくります。

☆ 子どもの興味・関心を引き出せるような絵本・紙芝居等を揃え、園の図書コーナーの充実を図ります。

☆ お便り等で保護者に向けて読書に対する啓発活動や情報発信を行います。

☆ 保育者や保護者等は子どもの読書に関する研修や講座に積極的に参加します。



## (2) 小学校・中学校

自分で本を選び、一人で読むことができるようになる小学生の時期は、読書する習慣が身につく大切な時期です。また小・中学生の時期を通して、自発的に読書ができる態度と読書習慣を身につけ、本に親しむことによって、子どもは、ものの見方や考え方を広げ、豊かな感性と想像力を培っていくことができるよう、読書活動の推進を働きかけていきます。

- ☆ 子どもが自由に本を手にとり、読むことができる環境を整備します。
- ☆ 児童・生徒の要望を取り入れるなど、学校図書館資料の充実を図ります。
- ☆ 各学校の実態に即した年間計画に基づき、読書指導の充実を図ります。
- ☆ 読書のきっかけづくりのため、「読み聞かせ」や「おはなし」、「朝読書」等を通して、子どもが本を手取る習慣を身につけられるように努めます。
- ☆ 各年齢層に合わせたおすすめ本リストを作成し、児童・生徒へ配布します。
- ☆ 地域の子どもの読書活動に関する事業等の情報を児童・生徒に伝えていきます。
- ☆ 保護者に対して読書活動の啓発や情報発信に努めます。
- ☆ 図書委員会の活動を通して、児童・生徒の自主的な読書活動を進めます。
- ☆ 学校図書館担当職員を中心に教職員の協力体制を促進します。
- ☆ 学校図書館に専任の司書や司書教諭が配置できるように努めます。
- ☆ 地域住民・ボランティア・保護者が連携し、学校図書館の活性化を図ります。
- ☆ 学校図書館の地域への開放に努めます。

## 3 ボランティア・地域における取組

ボランティアや地域の方々に見守られながら、様々な関りの中で子どもは、成長していきます。図書ボランティアを募り、「読み聞かせ」や「おはなし会」等の活動をさらに推進するとともに、研修会等を通してボランティア活動を充実・発展させ

ていきます。

☆ ボランティアへの参加・協力者を広く募ります。

☆ ボランティアグループ間の連携・協力を推進し、活動の輪を広げられるよう努めます。

☆ ボランティアグループと社会教育センター・学校等との連携・協力を推進します。

☆ ボランティアが組織的に活動できるような研修の機会と意見交換の場をもち、子どもの読書活動にさらに関わっていきます。

#### 4 社会教育センターによる取組

図書館は読書活動推進の要であり、子ども読書活動推進の拠点となる施設であり情報提供の場でもあります。町の図書館機能を担う社会教育センターでは、子どもが読書の楽しさを知り、成長に応じた読書活動が行えるような取組を進めるとともに、子どものニーズに応えられるような資料や設備の充実を図る必要があります。そして、司書を中心にして読書相談・調べ学習相談に応じ、子どもと本の結びつきを支援していくことが求められています。また、関係機関・団体等と連携し、より一層、子ども読書活動を推進していくことが重要です。

☆ 図書室の施設・設備・資料の充実を図り、読書活動を支援していきます。

☆ 社会教育センターの図書室に来ることが難しい地域の子どものために、移動図書館「きつつき号」を運行し、図書館サービスの充実を図ります。

☆ ボランティアとの連携により、「おはなし会」を開催するなど、保護者が子どもとともに読書に親しむ機会を提供します。

☆ 児童・生徒向けに図書室体験事業（ボランティア・見学等）を行い、図書室を身近に感じ本に親しみ、図書室の利用を促進するよう努めます。

☆ ブックリストの作成・配布に努めます。

☆ 図書室だよりの発行や各種広報活動を行い、図書室の利用促進や保護者への啓発に努めます。

- ☆ 「ブックスタート」等を通して、保護者への啓発活動を行い、家庭の読書環境の整備を支援します。
- ☆ 幼稚園・保育園及び小・中学校との連携を図り、読書活動の支援と図書室の利用促進、資料の有効活用に努めます。

## 5 関係機関・団体の連携・協力

子どもが本に親しみ、読書を通して心豊かに成長していくためには、関係機関・団体がそれぞれ担うべき役割を果たして、相互に連携し合った取組をしていくことが重要です。

- ☆ 子ども読書活動が効果的に推進されるよう、関係各機関や団体等が連携し、協力していけるような体制づくりを進めます。
- ☆ 子ども読書の日（4月23日）や読書週間等の機会をとらえ、関係機関・団体が協働して子ども読書活動の普及・啓発を促進するよう努めます。
- ☆ 関係各機関・団体が連携し、箱根の歴史や自然、民話等を伝えていくよう努めます。

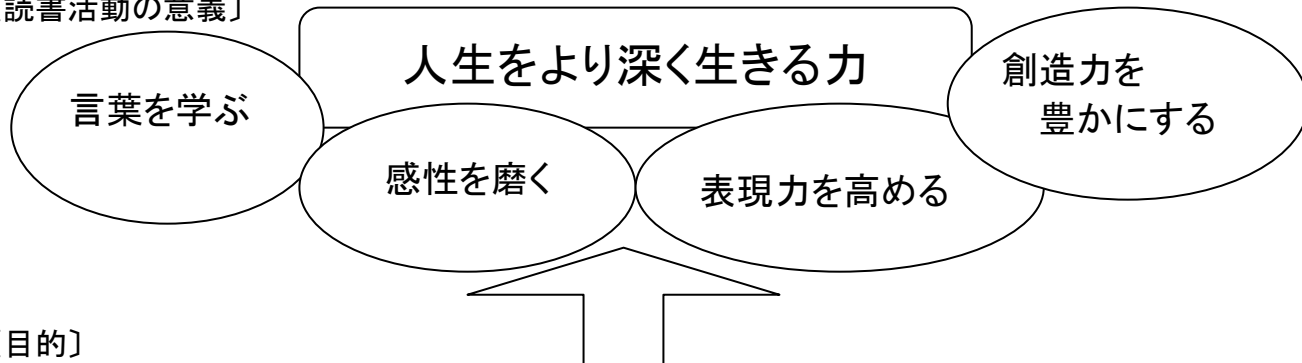
## 6 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

障がいのある子ども、外国籍の子どもにも、同じように本に親しむ機会を保障する必要があります。図書館や学校等では、地域や子どもの実情に合わせて、資料や図書、設備を整えていくことが求められます。

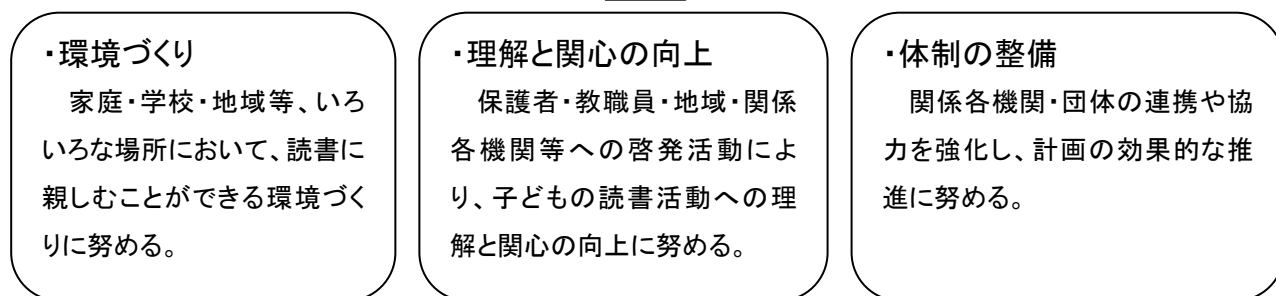
- ☆ 児童・生徒の支援を必要とした状態や特性に配慮した図書を選定し、子どもの実情に合わせた資料の充実に努めます。
- ☆ バリアフリーやユニバーサルデザイン化など、施設設備等の改善に努めます。

# 箱根町子ども読書活動推進計画

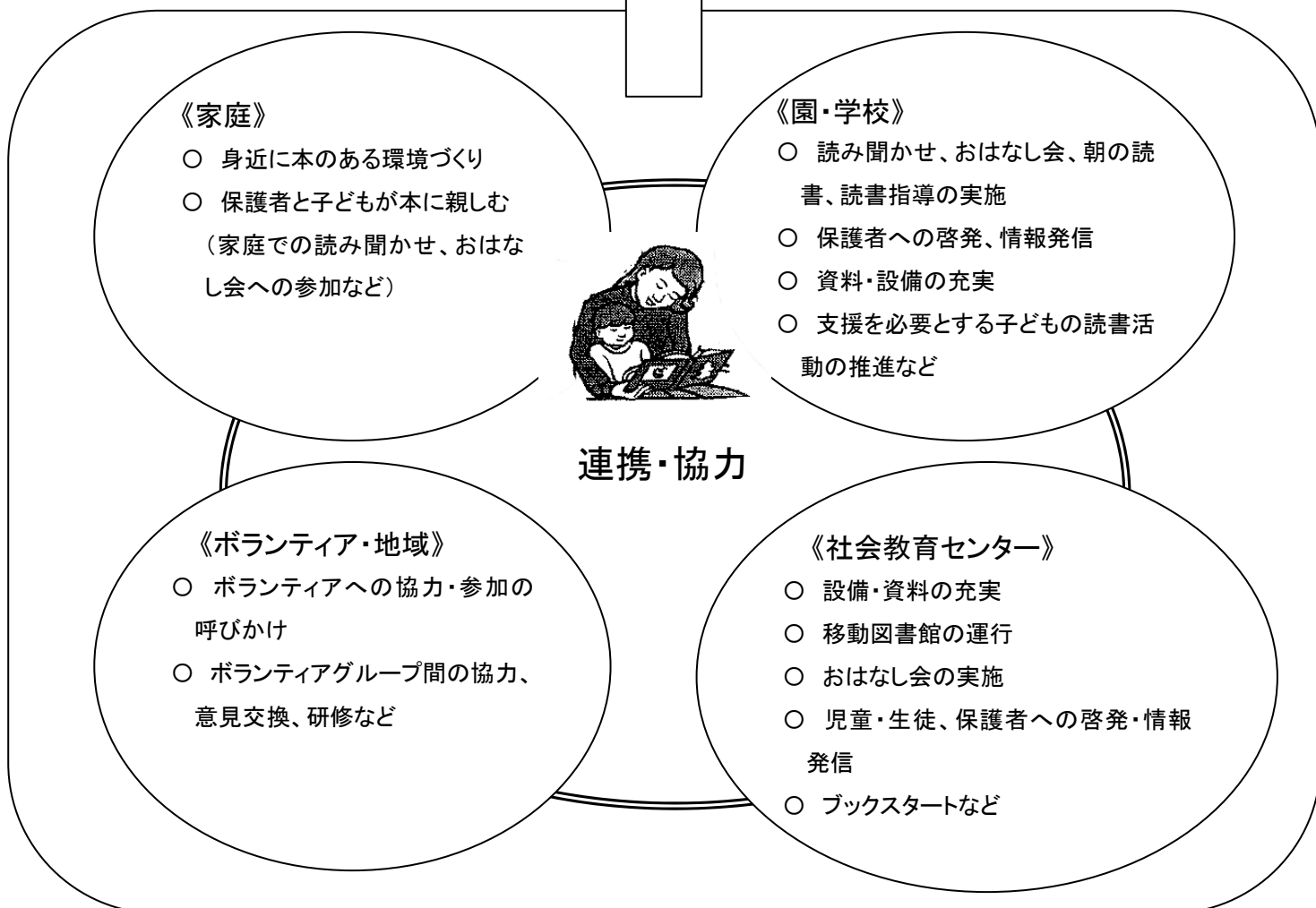
## 〔読書活動の意義〕



## 〔目的〕



## 〔具体的な方策〕



## ○子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連絡強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第7条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第8条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進

に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

※平成13年12月12日公布・施行

#### ○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

箱根町子ども読書活動推進計画

平成21年3月

発行 箱根町教育委員会

〒250 - 0311

神奈川県足柄下郡箱根町湯本266

電話 0460-85-7601